

# 嬉野市立五町田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を確立するために、この「五町田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- いじめを許さない学校、学級を作り、思いやりのある子どもを育てます。
- 児童、教職員共に校内における温かな人間関係を築き、支え合う学校を創造します。
- いじめを早期に発見し、的確な指導を迅速に行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 「いじめ」に対する基本的な考え方（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

## 3 いじめを未然に防止するために

### ◆児童に対して◆

- 児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての存在感を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人ひとりがかけがえのない存在であり、周囲の人にも支えられているといった命の大切さや感謝の心を道徳の時間を含めた教育活動全体を通じて育む。
- 多様な集団活動を通して、児童が互いに関わり合う体験を充実させるとともに、発達段階に応じたグループ・エンカウンターやソーシャルスキル・トレーニング等の指導を行う。
- 「いじめは決して許されないこと」「見て見ぬふりをするのもいじめにつながる」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導していく。
- 人権集会等を通して、児童が主体的にいじめ問題について考え、改善に向けた活動に取り組むよう指導していく。

### ★教職員に対して★

- 一人ひとりの児童と向き合い、信頼関係を深め、それぞれが自分の居場所を感じ、充足感を得られるような学級経営及び指導に努める。

## 4 いじめの早期発見の取り組み

### ◆児童に対して◆

- 「いじめ」を見たら、先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させ、知らせることは決して悪いことではないということを併せて指導する。

### ★教職員に対して★

- いじめは教職員や保護者の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持つ。
  - いじめを隠したり軽視したり、個人的な判断で対処したり、一人で抱え込むことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを認識し、いじめを積極的に把握する。いじめの疑いがある場合には、一人で抱え込むことなく、組織的な対応が出来るよう、迅速に管理職に報告し、情報を共有する。
  - 発達障害傾向のある児童、帰国子女、被災児童、養護施設児童等の配慮を要する児童等は、いじめの被害に遭いやすいことを踏まえ、児童の心の変化に寄り添った実態把握に努める。
- (1) 日常観察と情報共有によるいじめの把握
- 日頃から別記「日常観察とチェック項目」により様子を把握するとともに、必要な場合には記録しておく。
  - 日頃から信頼関係の構築に努め、児童を見守るとともに、保護者及び生徒指導主任や教育相談担当、市の教育相談員との連携を図りながら、児童やその集団が示す変化や兆候を見逃さないようにアンテナを高く、広く、性能よく保つよう心がける。
- (2) アンケートや教育相談による実態把握
- Q-Uテスト（年2回）、定期的な生活アンケート調査「仲良しアンケート」（6月、11月）や「心のアンケート」（毎月）、相談箱等の活用（通年）、全職員による定期的情報交換（毎月）の実施により、児童からの訴えを迅速に把握する体制を整え、いじめの早期発見に努める。

## 5 いじめ事案への対応

- (1) いじめではないかという事案を覚知した場合には、速やかに管理職に報告する。管理職は、速やかに「校内いじめ対策委員会」を招集し、該当児童や関係者から事実確認等を行い、いじめの可能性が少しでも認められる場合には、市教育委員会への第1報を行う。
- また、先の委員会において、いじめであると認知した場合には、次の点について、組織的な対応を行う。
- (2) その認知に至った経緯（事実確認）や、被害・加害児童、傍観児童、関係児童全体への指導方針、再発防止策等について、教職員全体で情報を共有するとともに、被害・加害児童保護者への報告と共通理解を図る。事実確認、指導・措置等の内容については、危険の重大性や切迫性に応じて、次のことを同時または段階的に行う。
- ① 事実確認（認知に至った経過、加害者、被害者、傍観者の言動や認識）

- ② 保護者への連絡（加害、被害への事実確認の内容と今後の指導方針について）
  - ③ 児童への指導・説諭（加害、傍観者、全体）
  - ④ 保護者との連携（指導内容についての報告と今後の連携について）
  - ⑤ 見守り支援（被害児童の見守りや加害児童、傍観児童等のその後の様子の把握）
  - ⑥ 教育委員会とも協議の上、必要な場合には下記の措置を行う。
    - 学校内謹慎（加害児童への反省を促す強い指導と接触回避、保護者への指導及び協力依頼）
    - 出席停止（校長から市教委への具申、市教委から保護者への出席停止の指示）
    - 学校指定の変更（校長から市教委への具申、保護者から市教委への申請）
    - 警察への援助要請
    - 児童相談所への通知
- (3) 被害児童には、「被害児童を守り抜く」という教師集団の意思を示すと共に、必要に応じてスクール・カウンセラーや心の相談員との連携を図り、心理的ケアに努める。
- (4) 覚知、認知、報告、指導、保護者等との連携、その他の措置等の状況や経過については、時系列で記録し保管する。

## 6 ネットいじめに対する対応

ゲーム機や携帯、パソコンなどを介して生じているインターネット被害等については、その実態や様々な被害の可能性について、報道や事例を通して児童に示しながら理解を深め、未然防止に取り組む。

また、警察や専門的な機関によるネット被害防止の講演等を PTA と連携しながら、計画し、保護者も含めた啓発を行っていく。

## 7 重大事案への対応

- 重大事態とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や生じる恐れがある場合（児童が自殺を企画した場合や多額の金銭を要求された場合等）、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日の欠席や一定期間連続して欠席しているような場合）である。
- 上記のような重大事態の疑いがある場合や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時は、市教育委員会へ報告するとともに、市の『いじめ問題等発生防止支援委員会』での調査・対応を依頼する。また、関係機関の協力を得ながら、被害及び加害児童保護者への情報共有を含め、迅速ないじめの調査に当たるとともに、再発防止に向けた取り組みはもちろんのこと、改めて児童が安心して教育を受けられるための学校再建に着手する。
- 重大事態が生じた場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき）は、学校の設置者を通して、地方公共団体の長まで報告する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合など、早期に警察に相談することが重要なものについては、教育委員会に報告すると共に警察との連携を図る。
- 学校での調査時の留意点

- ・ 校内いじめ対策委員会は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係のない嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を図るよう努める。
- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮し、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童又は保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、調査の目的、調査主体、調査期間、調査事項・方法、結果の提供等について、調査対象の児童や保護者に説明するなどの措置を行う。
- ・ いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・ 重大事態に関する調査の記録については、指導要録の保存期間に合わせて、5年間保存する。

## 8 職員研修

- 児童一人ひとりとの信頼関係を深め、児童が自分の居場所を感じ、充足感を得られるような学級づくりのための研修の場を確保する。その際、Q-Uテスト等を活用し、実態把握を行うと共に、その情報を交換しながらよりよい学級経営についての理解を深める。
- 児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わえるよう校内研修を中心に、わかる授業づくりに努める。
- 定期的に学級の現在の状況や気になる子の情報収集のための職員研修を実施し、実態を把握すると共に、組織として迅速かつタイムリーに対処できるようにしておく。
- 「いじめ防止対策推進法」や文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にしながら、本校基本方針に則り、のいじめ実態把握のためのアンケート調査結果等を活用した研修会を実施する。

## 9 取組体制の点検及び評価について

上記3、4の取組に関して、以下の項目について下記（※）の機会等に点検を行う。

- ◆ 日常の児童の観察やいじめにつながる実態の早期発見に努めてきているか
- ◆ 児童の変化や変容、気になる子の現状などについて教職員で情報交換できているか
- ◆ 学校行事や節目の時期ごとに学級の現状に合わせた経営の見直しがなされているか
- ◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連絡はできているか
- ◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか

※ 相談箱・通報等で情報が寄せられ、事実確認後全体で共有する必要がある場合

※ 毎週の職員連絡会、毎月の教育相談連絡会における気になる子の情報交換会

※ 学級経営やいじめ防止等生徒指導上に関する研修会

※ 全員研究授業による個々の授業研究会

以上の点検結果を踏まえ、「1」の「いじめ防止のための基本的な姿勢」も5項目に照らして上記※の実施状況並びに結果をもとに年度末の学校評価を行い、次年度に向けた新たな取り組みの方向性を打ち出す。

## 10 日常観察とチェックリスト項目

なお、日頃より下記の点検項目による様子を把握しながら、必要な場合に記録しておく。  
また、気になるチェックがある場合は、保護者とも情報を共有・確認する。

1. 登校時から始業時までの観察のポイント
  - 他の児童より早く登校したり、遅く登校したりする。
  - いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
  - 自分から挨拶しようとしてせず、友達からの挨拶や言葉かけもない。
  - 元気がなく、顔色がすぐれない日が続いている。
  - 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
2. 授業・学級活動等の時間の観察ポイント
  - 授業が始まってから、一人遅れて教室に入る。
  - 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
  - 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
  - うつむきかげんで発言しなくなる。
  - 指名されると、他の児童がニヤニヤする。
  - 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑いをしたり、しらけたりする。
  - 何人かの視線が集中する、目配せする等のやりとりがある。
  - 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
  - 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
  - 配布したプリントなどが渡っていない。
  - グループ活動の際、一人だけ外れている。
  - ふざけた雰囲気の中で、係りや委員等に選ばれる。
  - 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる児童がいる。
  - 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
  - 作品が傷つけられていたり、投げつけられていたりする。
3. 休み時間の観察ポイント
  - 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室で一人ぼんとしてしている。
  - 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
  - 用がないのに保健室や図書室で過ごすことが多い。
  - 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
  - 保健室へ行く回数が多くなり、教室へ戻りたがらない。
  - 友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついていく。
  - 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
  - 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
  - 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
  - 周りの友達に異常なほど気遣いしている。
  - そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
4. 下校時の観察のポイント
  - 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
  - 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
  - いつも友達の荷物を持たされている。
  - 靴や傘等が隠されたり、なくなったりする。
5. その他
  - 昼食（給食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
  - 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
  - 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
  - 清掃時間、他の児童から一人離れて掃除や後片付けをしている。
  - 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
  - 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
  - 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。
  - 社会体育をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする情報を得る。

参考：「教育現場における安全管理の手引き」 ver2.4 ～佐賀県教育委員会～

1.1 いじめ対応マニュアル

